

平成30年度社会福祉法人指導監査結果

1. 指導監査実施法人数 5法人

2. 法人別指導監査結果

※検査実施順

法人名	社会福祉法人 ダビデ会
指導検査実施年月日	平成30年10月18日
文書による指摘の有無	有
文書による指摘の内容	(1)評議員の選任手続において、評議員の欠格事由に該当しないこと等について確認されていないので是正すること。 (2)経理規程を会計基準に準拠させること。 (3)補正予算の編成について、定款に定める手続が行われていないので是正すること。
改善状況報告書提出の有無	有(平成30年12月3日)
是正状況	改善済み

法人名	社会福祉法人 きょうされん
指導検査実施年月日	平成30年11月2日
文書による指摘の有無	有
文書による指摘の内容	(1)評議員、理事、監事の各選任手続において、欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認がされていないので、是正すること。 (2)決議に特別の利害関係を有する評議員がいないことを法人が確認していないので、是正すること。 (3)必要な情報が、インターネットで公表されていないので、是正すること。 (4)経理規程の内容が法令又は通知に反するので、是正すること。 (5)財産目録が様式に従っていないので、是正すること。
改善状況報告書提出の有無	有(平成30年12月10日)
是正状況	改善済み

法人名	社会福祉法人 みきの家
指導検査実施年月日	平成30年11月29日
文書による指摘の有無	有
文書による指摘の内容	(1)評議員、理事、監事の各選任手続において、欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認がされていないので、是正すること。 (2)議案について特別な利害関係を有する理事がいないことを法人が確認していないので、是正すること。 (3)理事会への欠席が継続している監事がいるので、是正すること。 (4)経理規程の内容が法令又は通知に反し改正されていないので是正すること。
改善状況報告書提出の有無	有(平成30年12月28日)
是正状況	改善済み

法人名	社会福祉法人 昭島市社会福祉協議会
指導検査実施年月日	平成30年12月12日13日
文書による指摘の有無	有
文書による指摘の内容	(1)評議員、理事、監事の各選任手続において、欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認がされていないので、是正すること。 (2)評議員会への欠席が継続している評議員がいるので、是正すること。 (3)補正予算の編成について、定款に定める手続が行われていないので、是正すること。 (4)(内部取引)収益事業から社会福祉事業の繰入について相殺消去すること。
改善状況報告書提出の有無	有(平成31年2月28日)
是正状況	改善済み

法人名	社会福祉法人 ゆりかご会
指導検査実施年月日	平成31年1月17日18日
文書による指摘の有無	有
文書による指摘の内容	(1)定款施行細則の規定が、改正社会福祉法に対応していないので、全面的に改正すること。 (2)必要な情報が、インターネットで公表されていないので、是正すること。 (3)評議員、理事、監事の各選任手続において、欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認がされていないので、是正すること。 (4)当該法人が施設を設置している場合、理事として、施設の管理者が適正な手続により選任されていないので、是正すること。 (5)理事会及び評議員会への欠席が継続している監事がいるので、是正すること。 (6)経理規程及びその細則等に定めるところにより事務処理が行われていないので、是正すること。 (7)把握された注記すべき事項が注記されていないので、是正すること。 (8)附属明細書について計算書類の金額と一致していないので、是正すること。 (9)多額の借財について理事会の決議を受けた上で行われていないので、是正すること。
改善状況報告書提出の有無	有(平成31年2月28日)
是正状況	改善済み